

議案第38号

武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

武藏野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武藏野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（特別休暇）</p> <p>第10条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、子の看護のための休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、永年勤続休暇、骨髓液提供等休暇、ボランティア休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、職員がその配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>又は2親等内の親族で負傷、</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第10条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、<u>育児参加休暇</u>、子の看護のための休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、永年勤続休暇、骨髓液提供等休暇、ボランティア休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、職員がその配偶者<u>若しくは性別等（武藏野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武藏野市条例第1号）第2条第1号</u></p>	<p>字句の追加</p>
		<p>字句の改正</p>

<p>疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。</p>	<p>の性別等をいう。以下同じ。）にかかわりなく当該職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「配偶者等」という。）又は2親等内の親族（性別等にかかわりなく当該職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の親族を含む。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>2から4まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第12条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者等で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障があるときを除き、午後10時から翌日の午前5時までの間ににおける勤務（第3項において「深夜勤務」という。）をさせてはならない。</p>	<p>2から4まで（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第12条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者等で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障があるときを除き、午後10時から翌日の午前5時までの間ににおける勤務（第3項において「深夜勤務」という。）をさせてはならない。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 前項の規定は、要介護者を</p>	<p>2 前項の規定は、要介護者を</p>	

<p>介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の<u>配偶者</u>で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の<u>配偶者等</u>で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>字句の改正</p>
--	---	--------------

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(提案理由)

育児参加休暇の新設及び武藏野市パートナーシップ制度の導入に伴い、所要の改正をするものである。